

1. 用紙

品名	環境配慮仕様	備考
複写機用紙	<p>【水準1】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【水準2】 ①古紙パルプ配合率100%など古紙パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P10～P12を参照すること。</p>
フォーム用紙等	<p>【水準1】 ①古紙パルプ配合率70%以上、かつフォーム用紙にあつては白色度70%以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【水準2】 ①バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ②包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P12を参照すること。</p> <p>■機械読み取り用紙(OCR用紙等)は除く。</p>

2. 印刷物

品名	環境配慮仕様	備考
<p>印刷物(紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等)</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】 (印刷用紙※(冊子の表紙及び色上質紙を除く。))</p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。</p> <p>③バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>④製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が容易に確認できること。</p> <p>(印刷インキ類)</p> <p>1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. ①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。</p> <p>① ノンVOCインキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型UVインキ</p> <p>② バイオマス含有インキであつて、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ</p> <p>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>ウ. ①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。</p> <p>2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。</p> <p>① 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(本ガイドのP15.品名「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>② 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>(リサイクル適性)</p> <p>1. 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料(古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料)が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>2. 印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>(印刷の各工程)</p> <p>印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>(その他)</p> <p>次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。</p> <p>ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。</p> <p>イ. 環境報告書等を作成・公表している事業者であること。</p> <p>ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。</p> <p>オ. グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者(工場等)であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>① 総合評価値がより高いものであること。</p> <p>② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>④ 原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑤ 湿し水からのVOC発生を抑制していること。</p> <p>⑥ 洗浄剤からのVOC発生を抑制していること。</p> <p>⑦ インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>⑧ 印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑨ バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。</p> <p>⑩ 製品の包装又は梱包は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p>	<p>※複写機用紙を使用する場合は、「1. 複写機用紙」の仕様を参照すること。</p> <p>■ 詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)「紙類(P14~18)」及び「印刷(P232~239)」を参照すること。</p> <p>■ 付属資料1「環境に配慮した印刷発注」を参照のこと。</p> <p>■ (用紙)、(印刷インキ類)及び、(リサイクル適性)については、納品時に表2の「資材確認票(兼 資材使用証明書)」を提出させること。</p> <p>■ (リサイクル適性)の1及び2の「印刷物への適性の表示」については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。</p> <p>■ (印刷の各工程)については、仕様書に表1「オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」を添付すること。また、納品時に表3「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書」を提出させること。なお、(一社)日本印刷産業連合会による「グリーンプリンティング認定工場」で印刷した場合には、認定証の写しの提出をもって表3の提出に代えることができる。</p> <p>■ 水準1(その他)の要件については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、障害者就労施設等より調達を行う際は対象外とする。</p> <p>■ 【水準1】(その他)ア・イ・オの要件については、主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部を行う者には適用しない。</p>

3. 文具・事務用品

品名	環境配慮仕様	備考
【文具類共通】	<p>【水準1】 ○エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ただし、上記を満たす製品が無い等により調達ができない場合は、①～④の要件を満たすこと。</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。また、アからウについては、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はイ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はウ(2)の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>ア. 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>イ. 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ. 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 (1) 紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。 (2) 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②大部分の材料が金属類の場合は、原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 ③消耗部分の交換・補充部品がある製品は、製品や包装、取扱説明書、パンフレットなどに交換・補充部品があることが表記されていること。ただし、シャープペンシルの替芯など詰替え使用が社会的に認知されている製品は除く。 ④製品は、使用後に異種材料間(紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど)の分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品は除く。</p> <p>【水準2】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあつては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等であるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ⑥製品の原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 ⑩主要材料がプラスチック材である製品は、リサイクルし易いように、プラスチックの種類を製品本体に表示すること。プラスチックの種類表示はJIS K6899 またはISO 1043-1 の記号を用い、少なくとも質量比率が最も高い部品のプラスチックの種類を表示すること。 なお、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあつては、その表示で替えることができる。ただし、表示スペースの小さいファイルのじ具、消耗部分などについては本項目を適用しない。 ⑪製品の包装は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。 ア 紙材は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。 イ プラスチック材は、再生プラスチックの質量割合が50%以上であること。 ⑫製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>注) 文具類共通以外の文具・事務用品に定める品名については、共通して上記の水準1及び水準2を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であつて、「●印」水準1が定められている品名については、上記の水準1に変えて、各品名の「●印」水準1を適用する。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P19～P20を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。</p> <p>■「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。</p> <p>■「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程利用されるものは除く。)</p> <p>■「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>■木質又は紙の原料となる原木についての合法性(…【文具類共通】【水準1】①イ、ウ(2))に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠すること。</p> <p>■ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>

【筆記具】		
シャープペンシル	【水準2】 ○残芯が可能な限り少ないこと。	■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P20を参照すること。(化学物質に係る水準2を除く。)
シャープペンシル替芯	【文具類共通】は容器に適用	
ボールペン	【水準1】 ●【文具類共通】の水準1を満たすこと、かつ、芯が交換できること。 【水準2】 ○インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質を含んでいないこと。	
マーキングペン	【水準2】 ○消耗品が交換又は補充できること。 ○インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質を含んでいないこと。	
鉛筆		
【テープ類】		
セロハンテープ	【水準1】 ●【文具類共通】のとおり。ただし、①アの再生プラスチック割合は40%、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック割合は20%、①ウ(1)の古紙パルプ配合率は50%と読み替えること。 ●巻き芯には、再生紙を使用すること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P22を参照すること。
布粘着テープ(プラスチッククロステープを含む)	【水準1】 ●テープ基材(ラミネート層を除くことができる。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
【紙製品】		
事務用封筒(紙製)	【水準1】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P26～27を参照すること。
ノート	【水準1】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P27を参照すること。
付箋	【水準1】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P27を参照すること。
インデックス	【水準2】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	
プリンターラベル		

【ファイル類】	<p>ファイル(クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く)</p> <p>【水準1】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。ただし、透明ポケット式ファイルにあっては、主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P24～25を参照すること。</p> <p>■「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。</p>
クリアーホルダー クリアーファイル バインダー	<p>【水準1】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【水準2】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ○認定プラスチック使用製品であること又は同等のものであること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P25を参照すること。</p> <p>■「クリアーホルダー」とは、主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイルをいい、スライド付きのものを含まない。</p> <p>■「クリアーファイル」とは、何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイルをいい、名刺ファイル、はがきファイル等用途が限定されたものを含み、バインダー型のものを除く。</p> <p>■「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。</p>
クロス表紙	<p>【水準1】 ①【文具類共通】のとおり ②表紙芯材板紙には再生紙を使用すること</p>	
【その他】		
文書保存箱	<p>【水準1】 古紙パルプ配合率80%以上であること。</p>	
定規		
のり(液状・澱粉のり) (補充用を含む)	<p>【文具類共通】は容器に適用</p> <p>【水準2】 ○内容物が補充できること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P24を参照すること。</p>
のり(固形・テープ) (補充用を含む)	<p>【文具類共通】は容器に適用</p> <p>【水準2】 ○消耗品が交換できること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P24を参照すること。</p>
はさみ	<p>【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P23を参照すること。</p>
連射式クリップ	<p>【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P21を参照すること。</p>
修正液、修正テープ	<p>【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。</p> <p>【水準2】 ○消耗品が交換できること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P21～22を参照すること。</p>
スタンプ台、朱肉	<p>【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。</p> <p>【水準2】 ○インク又は液が補充できること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P20～21を参照すること。</p>
ステープラー(汎用型)	<p>【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く)。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の【水準1】を満たすこと。</p> <p>【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P21を参照すること。</p> <p>■汎用型とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのをいう。</p> <p>■汎用型以外は、針を用いない方式のものを含む。</p>
ステープラー(汎用型以外)	<p>【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>	

塗料	<p>【水準1】</p> <p>①建築物内装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。</p> <p>②建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、又は水性塗料であること。</p> <p>②構造物用(建築物内装用及び外装用を除く。) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。</p>	
ダストブロー	<p>【水準1】</p> <p>●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P23を参照すること。</p> <p>■水準1において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234ze)等。</p>
チョーク	<p>【水準1】</p> <p>●再生材料が10%以上使用されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P29を参照すること。</p>
グラウンド用白線	<p>【水準1】</p> <p>●再生材料が70%以上使用されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P29を参照すること。</p>
テープ印字機等用カセット	<p>【水準1】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①【文具類共通】の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。</p> <p>イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。</p> <p>ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。</p> <p>エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率(使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。)が製品全体の重量(インクを除く。)の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P28を参照すること。</p>
テープ印字機等用テープ	<p>【水準1】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①【文具類共通】の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P28を参照すること。</p>

4. 衛生用紙

品名	環境配慮仕様	備考
トイレ ペーパー	<p>【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率100%であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P16~17を参照すること。</p>
ティッシュ ペーパー	<p>【水準2】 ①トイレペーパーにあつては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

5. 衣料品等

品名	環境配慮仕様	備考
毛布	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、①及び②から④の要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P155~157を参照すること。</p> <p>■「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。</p> <p>■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。</p>
カーペット	<p>【水準1】 ○タイルカーペットにあつては、①及び②又は③の要件を満たすこと。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>○ニードルパンチカーペットにあつては、①から③のいずれかの要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあつては①又は③の要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 タイルカーペットにあつては、①から③の要件を、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあつては次の要件を満たすこと。 ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P152~154を参照すること。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>

<p>被服 貸与被服 帽子</p>	<p>【水準1】 ○繊維(天然繊維及び化学繊維)を使用した製品について、①及び②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品(未利用繊維、故繊維を含む。)を原材料として再生利用される繊維(反毛繊維を含む。)が、繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品(未利用繊維、故繊維を含む。)を原材料として再生利用される繊維(反毛繊維を含む。)が、ポリエステルを除く繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P145～148を参照すること。</p> <p>■知事部局の貸与被服については、本項にかかわらず、総務局通知「被服貸与品のうち総務局長の定める制式」に定められた仕様に従うこと。公営企業局の貸与被服については、本項を適用する。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。</p> <p>■水準1 ②から⑥については令和8年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「東京都グリーン購入ガイド」(令和7年4月1日施行)の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。</p>
<p>靴</p>	<p>【水準1】 ○甲部に繊維(天然繊維及び化学繊維)を使用した製品については、①及び②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品(未利用繊維、故繊維を含む。)を原材料として再生利用される繊維(反毛繊維を含む。)が、甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑤再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品(未利用繊維、故繊維を含む。)を原材料として再生利用される繊維(反毛繊維を含む。)が、ポリエステルを除く甲材の繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P145～148を参照すること。</p> <p>■水準1 ②から⑥については令和8年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「東京都グリーン購入ガイド」(令和7年4月1日施行)の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。</p>

<p>作業用手袋</p>	<p>【水準1】 ○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が20%以上であること。</p> <p>【水準2】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。) ②漂白剤を使用していないこと。 ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P162～163を参照すること。</p> <p>■「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>■「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。</p>
<p>集会用テント</p>	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について、①及び②から⑤のいずれかの要件を満たすこと。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品について環境配慮設計がなされていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P164～166を参照すること。</p>
<p>ブルーシート</p>	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、①及び②又は③の要件を満たすこと。ただし、災害備蓄用品として調達する場合にあっては、①の要件は水準2として扱う。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生ポリエチレン繊維が繊維部分製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品について環境配慮設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P164～166を参照すること。</p>

<p>旗・のぼり・幕</p>	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと、若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品について環境配慮設計がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P170～172を参照すること。</p> <p>■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p>
<p>モップ</p>	<p>【水準1】 繊維(天然繊維及び化学繊維)を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品について環境配慮設計がなされていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P173～174を参照すること。</p>

6. 災害備蓄用品

品名	環境配慮仕様	備考
災害備蓄用飲料水	<p>【水準1】</p> <p>①賞味期限が10年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P188～190を参照すること。</p> <p>■【水準1】の対象とする「災害備蓄用飲料水」及び「食料」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。</p> <p>■【水準1】①の要件については、大量調達等により調達が困難な場合は、賞味期限が5年以上であることとする。</p> <p>■個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。</p>
食料(アルファ化米・保存パン・乾パン)	<p>【水準1】</p> <p>①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>	<p>■【水準1】の②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。</p> <p>■更新又は廃棄の際に発生する食品ロスの削減に努めること。食品ロス削減の工夫については、付属資料4を参照のこと。</p>
食料(栄養調整食品・フリーズドライ食品)	<p>【水準1】</p> <p>①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>	
備蓄用作業服	<p>【水準1】</p> <p>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P194～195を参照すること。</p> <p>■対象とする「備蓄用作業服」は、災害時において作業に従事する場合に作業者が着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって防護服を含む。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.103「衣服Version3」に係る認定基準をいう。</p>
非常用携帯電源	<p>【水準1】</p> <p>①電気容量が100Wh以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期間が5年以上であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P198を参照すること。</p>

7. 什器(オフィス家具)

品名	環境配慮仕様	備考
<p>★ オフィス家具(椅子、机、棚、収納用什器【棚以外】、ローパーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド)</p>	<p>【水準1】 ○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/nf^h以下又はこれと同等のものであること。 ④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p> <p>【水準2】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあつては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等であるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑥ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエテル)を極力含まないこと。 ⑩ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。 ⑪トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの発散量が可能な限り少ないこと。 ⑫椅子については、容易に部品を交換できること。 ⑬50g以上の全プラスチック部品には、ISO11469(およびそれと同等の基準)に従って、リサイクルに関するマークが付されていること。 ⑭材料にアルミニウム又は鋼鉄を含む場合、使用されているアルミニウム又は鋼鉄が再生資源であること。 ⑮使用されるウレタンフォームについて、製造段階における有害物質の使用低減、製品に残存する有害物質の削減、製品の長寿命化などがなされていること。 ⑯織物材料について、エコテックススタンダード100又はそれに準ずる仕様を満たすこと。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P32～36を参照すること。(水準2⑭～⑯を除く。)</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P1～3」より引用すること。</p> <p>■棚板の機能重量の基準は、収納庫及び書架・軽量棚・中量棚の棚板に適用される。</p> <p>■「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいい、棚・収納用什器に適用される。</p> <p>■「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再利用されるものは除く。)</p> <p>■「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合を言う。マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とするプラスチックの割合率はプラスチック重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。</p> <p>■「ホルムアルデヒドの放散速度」については、日本農林規格においてホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの、JIS S 1031:「オフィス用机・テーブル」に適合するもの、JIS S 1032:「オフィス用いす」に適合するもの、JIS S 1039:「書架・物品棚」に適合するもの、及びJIS S 1033:「オフィス用収納家具」に適合するものは基準を満たす。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>

8. 画像機器等

品名	環境配慮仕様	備考
コピー機、スキャナー、複合機、デジタルコピー機、プリンタ、ファクシミリ<共通>	<p>【水準2】</p> <p>①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又はプラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑦製品の素材表示がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P37)を参照すること。</p> <p>■国際エネルギースタープログラム及び同適合製品については、下記国際エネルギースタープログラムのホームページを参照してください。</p> <p>■制度要綱と運用細則⇒ https://www.energystar.go.jp/outline.html</p> <p>■製品・事業者検索⇒ https://www.energystar.go.jp/pub_products/</p>
コピー機、複合機、デジタルコピー機	<p>【水準1】 <共通事項> ○次の①～④の要件をそれぞれ満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。 ③次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。)であること。 イ. 鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。※1 ④使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で適正処理され、単純埋立されないこと。 ⑤少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p><個別事項> ①国際エネルギースタープログラム(画像機器Ver.3.2)の基準に適合していること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類※2を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ②紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P37～44)を参照すること。</p> <p>■【水準1】<共通事項>②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p> <p>■「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.155「複写機・プリンタなどの画像機器Version1」に係る認定基準をいう。</p> <p>※1…鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p> <p>※2…「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。</p>
スキャナー	<p>【水準1】 ○次の①～③の要件をそれぞれ満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.3.0)の基準に適合していること。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。 ③少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P56～58)を参照すること。</p> <p>■水準1③については令和8年3月31日まで1年間の経過措置を設ける。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>

<p>プリンタ、プリンタ複合機</p>	<p>【水準1】 ①国際エネルギースタープログラム(画像機器Ver.3.2)の基準に適合していること。 ②使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。 ④少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑤ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再生使用プラスチック部品が5g以上使用されていること。 ⑥ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P45～52)を参照すること。</p> <p>■水準1⑤については、令和7年3月以前に販売されている製品には適用しない。</p> <p>■水準1⑥については、プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品及び光学部品を除くすべてのプラスチックの重量を対象とし、令和8年3月以前に販売されている製品には適用しない。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p> <p>■④については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。</p>
<p>ファクシミリ</p>	<p>【水準1】 ○次の①～③の要件をそれぞれ満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①国際エネルギースタープログラム(画像機器Ver.3.2)の基準に適合していること。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。 ③少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P53～55)を参照すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>
<p>★プロジェクト</p>	<p>【水準1】 ○①～⑥の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①製品本体の重量が資料編備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②光源ランプには可能な限り固体光源が使用されていること。 ③可能な限り低騒音であること。 ④製品の原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑫一定時間使用されなかった場合に自動で電源がオフになる機能を有していること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(P59～61)を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類のうち、品類型No.145「プロジェクト Version2」に係る認定基準をいう。</p> <p>■環境配慮仕様における備考については、「資料編P3～4」より引用すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に準拠整合して算定したものとする。</p>

<p>トナーカートリッジ</p>	<p>【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の60%以上であること。 ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の95%以上であること。 エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 オ. トナーの化学安全性が確認されていること。 カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 キ. 使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ③個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ④定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(P62～67)を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.132「トナーカートリッジ」に係る認定基準をいう。</p>
<p>インクカートリッジ</p>	<p>【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の25%以上であること。 ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の95%以上であること。 エ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋め立てされないこと。 オ. インクの化学安全性が確認されていること。 カ. 使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】 ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ②個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ③定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 本体機器において当該機器の消耗品であるインクカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(P62～67)を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.142「インクカートリッジ」に係る認定基準をいう。</p>

9. 電子計算機等

品名	環境配慮仕様	備考
電子計算機	<p>【水準1】 ○①～⑥の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①サーバー型電子計算機にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成31年3月29日経済産業省告示第69号の判断基準(トップランナー基準)の(1)に掲げる表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.7.0)の基準に適合していること。 ②クライアント型電子計算機にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成31年3月29日経済産業省告示第69号の判断基準(トップランナー基準)の(2)に掲げる表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.8.0)の基準に適合していること。 ③特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB、PBDE)は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ⑥上記ラベルの表示がカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。</p> <p>【水準2】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池(バッテリー)の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■【水準1】①～⑤についての詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P68～78を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.119「パーソナルコンピュータ Version3」に係る認定基準をいう。</p> <p>■平成31年3月29日経済産業省告示第69号「平成22年3月31日経済産業省告示第74号」については、次のURLを参照すること。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/06_keisanki.pdf</p> <p>■PCグリーンラベル認定については、下記ホームページアドレスを参照すること。</p> <p>■マークの概要、基準、マーク表示商品のリスト(一般社団法人パソコン3R推進協会) ⇒ https://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html</p> <p>■実施要領等(一般社団法人パソコン3R推進協会) ⇒ https://www.pc3r.jp/greenlabel/point.html</p> <p>■PCグリーンラベル適合製品(一般社団法人パソコン3R推進協会) ⇒ https://www.pc3r.jp/greenlabel/ecoproduct.html</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>※・・・搭載機器・機能の簡素化とは、次のことをいう。 ○内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BDドライブ等是非搭載(カスタマイズ可能)であること。 ○USB インターフェースが2 つ以上あること。 ○赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。</p>

<p>磁気ディスク装置</p>	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく平成22年3月31日経済産業省告示第75号の判断基準(トップランナー基準)に示す数値(W/GB)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。 ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>	<p>■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P79～80を参照すること。</p> <p>■平成22年3月31日経済産業省告示第75号については、次のURLを参照すること。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/07_jikidisc.pdf)</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページを参照すること。 (URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html)</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p>
<p>★ディスプレイ</p>	<p>【水準1】 ①コンピュータモニタにあつては、資料編備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ②サイネージディスプレイにあつては、次の要件を満たすこと。 ア.備考6アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。 イ.スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P81～84を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における備考については、「資料編P4～7」より引用すること。</p>

10. オフィス機器等

品名	環境配慮仕様	備考
シュレッダー	<p>【水準1】 ○①～③の要件をすべて満たすこと若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①待機時消費電力が、1.5W以下であること。 ②低電力モード又はオフモードへの移行時間は、出荷時に10分以内にセットされていること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算にして算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和8年2月)P87～88を参照すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>
★デジタル印刷機	<p>【水準1】 ○①～③の要件をすべて満たすこと若しくはエコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。 ③使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める物品に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【水準2】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P89～91を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.133「デジタル印刷機 Version1」に係る認定基準をいう。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P7～8」より引用すること。</p>
掛時計	<p>【水準1】 ○次の①～③のいずれかの要件を満たすこと若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>【水準2】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P92を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.134「時計 Version1」に係る認定基準をいう。</p>
電子卓上計算機	<p>【水準1】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。</p> <p>【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P93を参照すること。</p>

★一次電池又は小形充電式電池	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」p90の表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池(二次電池)であること。</p> <p>【水準2】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P94～95を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P9」より引用すること。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>
ボタン電池	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 水銀を使用していないこと。</p>	

11. 携帯電話等

品名	環境配慮仕様	備考
★携帯電話、PHS、スマートフォン	<p>【水準1】 ○次の①から⑩を満たすこと、若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①携帯電話又はPHSにあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②スマートフォンにあつては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新(セキュリティ、修正、機能)が可能であること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑥バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあつては500サイクル以上、スマートフォンにあつては800サイクル以上であること。 ⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。 ⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。 ⑨鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品(充電器を含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>	<p>■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P96～99)を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P9～12」より引用すること。</p> <p>■水準1⑧の「製品製造終了後6年以上保有」の考え方については、「資料編P9」を参照すること。</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>※…「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.166「スマートフォン・携帯電話Version1」に係る認定基準をいう(PHSは除く)。</p> <p>■「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオプションでユーザーが選択できる機能などを指す。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>

12. 照明・家電製品等

品名	環境配慮仕様	備考																							
照明器具	<p>照明器具はLED照明器具を原則とする。</p> <p>【水準1】 ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="275 424 1257 632"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">144lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">102lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が次に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="264 934 1331 1237"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th colspan="2">固有エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">105lm/W以上</td> <td rowspan="3">80lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">90lm/W以上</td> <td rowspan="2">対象外</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ①分割制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ④分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	144lm/W以上	昼白色	白色	温白色	102lm/W以上	電球色	光源色	固有エネルギー消費効率		投光器	防犯灯	昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上	昼白色	白色	温白色	90lm/W以上	対象外	電球色	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P127～130を参照すること。</p> <p>■表について ・「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光灯・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。 ・昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。 ・ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。</p> <p>・高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。</p> <p>■誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯は、LED照明器具には含まれないものとする。</p> <p>■表について ・ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を114 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。 ・高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156lm/W以上とする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>
光源色	固有エネルギー消費効率																								
昼光色	144lm/W以上																								
昼白色																									
白色																									
温白色	102lm/W以上																								
電球色																									
光源色	固有エネルギー消費効率																								
	投光器	防犯灯																							
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上																							
昼白色																									
白色																									
温白色	90lm/W以上	対象外																							
電球色																									
LEDを光源とした内照式表示灯	<p>【水準1】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)P127～130を参照すること。</p> <p>■誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯又は建築基準法施工令(昭和25年政令第338号)第126の5に定める非常用の照明装置は、内照式表示灯には含まれないものとする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>																							
★電球形LEDランプ	<p>【水準1】 次の①～④の要件を満たすこと若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①口金の種類がE26又、E17又はGX53の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 ②上記①以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ③演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ④定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P131～132のうち判断の基準①を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P12～13」より引用すること。</p> <p>■代替不可能な場合を除き、白熱球は購入しないこと。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>																							

<p>家庭用エアコン 業務用エアコン</p>	<p>【水準1】 ①家庭用エアコンディショナーにあつては、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す、目標年度2027年度以降の各年度のもの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーにあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下であること。 ④業務用エアコンディショナーにあつては、常時監視システムを使用したものであること。 ⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル及びポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑦製品の素材表示がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P110～113を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P13～18」より引用すること。</p> <p>■冷房能力が28kWを超えるもの、ウインド形・ウォール形・冷房専用のものは対象外。(ただし、マルチタイプ【1つの室外機に2つ以上の室内機を接続するもの】は、50.4kWまでが対象となる。)</p> <p>■「平成21年6月22日経済産業省告示第213号」については、次のURLを参照すること。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/02_aircon.html)</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率により判別可能。 (省エネルギーセンターHPホームページ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p>																		
<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p>【水準1】 ①下表に示された区分ごとに期間成績係数(APFp)及び窒素酸化物排出濃度(12モード)の項目を満たすこと。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <table border="1" data-bbox="268 1136 1318 1463"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間成績係数 (APFp)</th> <th>窒素酸化物排出濃度 (12モード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷房能力が28kW 未満</td> <td>1.12 以上</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が28kW 以上 35.5kW 未満</td> <td>1.27 以上</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が35.5kW 以上 45kW 未満</td> <td>1.46 以上</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が45kW 以上 56kW 未満</td> <td>1.59 以上</td> <td>90ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が56kW 以上</td> <td>1.70 以上</td> <td>90ppm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【水準2】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	区分	期間成績係数 (APFp)	窒素酸化物排出濃度 (12モード)	冷房能力が28kW 未満	1.12 以上	100ppm 以下	冷房能力が28kW 以上 35.5kW 未満	1.27 以上	100ppm 以下	冷房能力が35.5kW 以上 45kW 未満	1.46 以上	100ppm 以下	冷房能力が45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上	90ppm 以下	冷房能力が56kW 以上	1.70 以上	90ppm 以下	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P114を参照すること。</p> <p>■表中の窒素酸化物排出濃度の測定方法は、JIS B 8627 に定める窒素酸化物濃度試験方法による。</p> <p>■窒素酸化物排出濃度の数値は、酸素濃度0%換算値とする。</p> <p>■「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>■特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p>
区分	期間成績係数 (APFp)	窒素酸化物排出濃度 (12モード)																		
冷房能力が28kW 未満	1.12 以上	100ppm 以下																		
冷房能力が28kW 以上 35.5kW 未満	1.27 以上	100ppm 以下																		
冷房能力が35.5kW 以上 45kW 未満	1.46 以上	100ppm 以下																		
冷房能力が45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上	90ppm 以下																		
冷房能力が56kW 以上	1.70 以上	90ppm 以下																		

<p>★冷蔵庫 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫)</p>	<p>【水準1】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫(ショーケースを除く)については、表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②電気冷凍庫(ショーケースを除く)については表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③ショーケースについては、購入の年度においてエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく平成29年2月24日経済産業省告示第30号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。 ④冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること(電気冷凍庫及びショーケースを除く。) 【水準2】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥製品の素材表示がなされていること。 ⑦業務の用に供するために製造されたもの(ショーケースを除く)については、冷媒に地球温暖化係数が可能な限り小さい物質が使用されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P100～102)を参照すること。 ■環境配慮仕様における表については、「資料編P19～20」より引用すること。 ■以下のいずれかに該当するものは本項の水準1の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。 ①業務の用に供するために製造されたもの(ショーケースを除く) ②熱源素子を使用するもの ③吸収式のもの ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の水準1の対象とする「電気冷凍庫」には含まれないものとする。 ■水準1①及び②の達成有無エネルギー消費効率は、省エネ型製品情報サイト(URL:https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。 ■水準1③の達成有無は、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%以上)により判別可能(省エネルギーセンターホームページ⇒https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html) ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p>
---------------------------------------	---	--

<p>★テレビ</p>	<p>【水準1】 ○①～⑥の要件を満たすこと、若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)のうち、2K未満のものにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率(以下「当該区分の基準エネルギー消費効率」という。)の数値を上回らないこと。 ②液晶テレビのうち、2K以上4K未満のものにあつては、エネルギー消費効率が当該区分の基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ③液晶テレビのうち、4K以上のものにあつては、エネルギー消費効率が当該区分の基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ④有機ELパネルを有するテレビジョン受信機にあつては、エネルギー消費効率が当該区分の基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ⑤リモコンの待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準率を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易性及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。 ⑦製品の素材表示がなされていること。 ⑧待機時消費電力が少ないもの。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P103～105を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.152「テレビ Version1」に係る認定基準をいう。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P20～22」より引用すること。</p> <p>■基準エネルギー消費効率については、省エネ型製品情報サイト(URL:https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>
<p>ビデオ、DVDレコーダー</p>	<p>【水準1】 ○以下の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成11年3月31日経済産業省告示第196号(ビデオレコーダーの場合)又は平成19年11月26日経済産業省告示290号(地デジ対応DVDレコーダーの場合)の判断基準(トップランナー基準)に示す値を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易性及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.149「BD/DVDレコーダー・プレイヤー Version1」に係る認定基準をいう。</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターホームページ→https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.htmlを参照)</p>
<p>★電気便座</p>	<p>【水準1】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品の素材表示がなされていること。 ③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ④鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ⑤再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易性及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P106～107を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P22」より引用すること。</p> <p>■統一省エネラベルの星の数については省エネ型製品情報サイト(URL:https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>

<p>ジャー炊飯器</p>	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第62号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■「平成18年3月29日経済産業省告示第62号」については、次のURLを参照すること。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/19_suihanki.pdf)</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html)</p>
<p>電子レンジ</p>	<p>【水準1】 ①購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第63号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品の素材表示がなされていること。 ③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P108～109を参照すること。</p> <p>■「平成18年3月29日経済産業省告示第63号」については、次のURLを参照。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/20_microwave.pdf)</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>
<p>ストーブ</p>	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第55号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品の素材表示がなされていること。 ③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ④鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ⑤再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P115～116を参照すること。</p> <p>■「平成18年3月29日経済産業省告示第55号」については、次のURLを参照。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/12_stove.pdf)</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>

<p>ガス調理機器</p>	<p>【水準1】 ①こんろ部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。 ②グリル部及びオープン部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示すガス消費量(Wh)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P124～126を参照すること。 ■「平成18年3月告示第56号」については、次のURLを参照すること。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/13_gaschori.pdf) ■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能 ■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照) ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>						
<p>給湯(茶)器、温水器</p>	<p>【水準1】 ①ヒートポンプ式電気給湯器(下記表に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないものに限る。)、ガス潜熱回収型給湯器又は石油潜熱回収型給湯器(それぞれエネルギー消費効率が90以上のものに限る。)であること。</p> <table border="1" data-bbox="506 1012 1115 1166"> <thead> <tr> <th>加熱能力</th> <th>年間加熱効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20kW以下</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>20kW超</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、施設設備上の理由等により物理的に設置が困難な場合は、次のア又はイの基準を満たすこと。 ア ガス温水器は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないものであること。 イ 石油温水器の場合は、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第57号(ガス温水器の場合)又は平成18年3月29日経済産業省告示第58号(石油温水器の場合)の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ 電気給湯器の場合は、通電制御型電気温水器であること。 ウ 電気ヒートポンプ・ガス瞬間併用型給湯器(以下「ハイブリッド給湯器」という)の場合は、年間給湯効率が108%以上であること。 ②ヒートポンプ式電気給湯器の場合、冷媒にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【水準2】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が示されていること。 ③製品の素材表示がなされていること。 ④部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ⑤鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB類、PBDE類ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ⑥再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	加熱能力	年間加熱効率	20kW以下	4.0	20kW超	3.5	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(P117～123)を参照すること。 ■「平成18年3月29日経済産業省告示第57号及び第58号」については、次のURLを参照。 ※1・・・ガス温水器: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/14_gasonsui.pdf ※2・・・石油温水器: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/15_sekiyuonsui.pdf ■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能 ■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照) ■冷水器、ウォータークーラーなどの水を冷やして給水する機器については、水準1②及び水準2を準用すること。 ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。</p>
加熱能力	年間加熱効率							
20kW以下	4.0							
20kW超	3.5							

13. 自動販売機

品名	環境配慮仕様	備考
★飲料自動販売機	<p>【水準1】</p> <p>①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。 ア.エネルギー消費効率達成率が125%以上であること。 イ.エネルギー消費効率が900kWh以下であること。ただし、エネルギー消費効率達成率が140%以上のものにあつては、エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑥自動販売機本体に使用されている鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、地球温暖化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ②自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、ゾーンクーリング機能を有すること。 ⑧自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって非ガソリン車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑨飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合は、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑫回収した飲料容器のうちペットボトルは、中間処理後のものがボトルtoボトル(使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルを製造することをいう。)をできるリサイクル事業者に引き渡されるようにすること。 ⑬缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」(国基準)の品目「飲料自動販売機設置」備考11に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P273～277を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P22～25」より引用すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p> <p>■地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく使用許可の際には要請事項とする。</p>

14. ごみ袋等

品名	環境配慮仕様	備考
プラスチック製ごみ袋	<p>【水準1】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ②バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ③ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P286～287を参照すること。</p> <p>■「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であつて、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。</p> <p>■「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>■定量的環境情報は、カーボンフット(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。</p>

15. 自動車

品名	環境配慮仕様	備考
自動車 (乗用車)	<p>【水準1】</p> <p>①燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。</p> <p>②エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。</p>	<p>■特定低公害・低燃費車の該当要件については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱」(令和4年3月告示)の別表を参照すること。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html</p> <p>■各局等において、令和8年度末までに、その事業の用に供する自動車の台数に対する特定低公害・低燃費車の台数の割合を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項で定める割合(30%)以上とすること。乗用車(特種車両含む・軽乗用車除く)においては水準1に示す非ガソリン車の中でも、特定低公害・低燃費車の要件に該当する自動車を20%以上とすること。</p> <p>■九都県市指定低公害車一覧 http://www.9taiki.jp/lowpollution/list/index.html</p> <p>■災害など非常時における給電にZEVを活用するため、ZEV庁有車配備事業所(※)に外部給電器を原則1器以上配備する。 (※)緊急自動車や緊急通行車両など、災害時等に移動状態にあり給電を行うことが不可能なZEV庁有車のみ。の事業所は除く。 事業所の単位は、庁有車の運用を実質的に一元管理している部署の単位とする。 (注)ZEV…燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車</p> <p>(※)その他自動車…貨物自動車、乗合自動車、特種自動車、軽貨物自動車、軽乗用車で四駆・ワゴン、乗用車で緊急車両、悪路で使用する車両など</p> <p>※水準1②については、令和9年3月31日まで経過措置とし、従前の取扱いも可能とする。</p>
自動車 (その他自動車(※))	<p>【水準1】</p> <p>①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する低公害・低燃費車(以下、「特定低公害・低燃費車」という。)であること。なお、業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、九都県市指定低公害車であること。九都県市指定低公害車においても業務上必要な仕様を満たすものがない場合は、環境確保条例第34条に規定する低公害・低燃費車(以下「低公害・低燃費車」という。)であること。</p> <p>②エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。</p>	<p>(※)緊急自動車や緊急通行車両など、災害時等に移動状態にあり給電を行うことが不可能なZEV庁有車のみ。の事業所は除く。 事業所の単位は、庁有車の運用を実質的に一元管理している部署の単位とする。 (注)ZEV…燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車</p> <p>(※)その他自動車…貨物自動車、乗合自動車、特種自動車、軽貨物自動車、軽乗用車で四駆・ワゴン、乗用車で緊急車両、悪路で使用する車両など</p> <p>※水準1②については、令和9年3月31日まで経過措置とし、従前の取扱いも可能とする。</p>
二輪車(原付)	<p>【水準1】</p> <p>搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない電動車両であること。なお、業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合はこの限りではない。</p>	

16. 自動車タイヤ

品名	環境配慮仕様	備考										
自動車用タイヤ 【バス・貨物等用】	<p>【水準1】</p> <p>・更生可能な構造であること(第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。ただし、更生に適さない構造である場合は、製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p>	<p>■「更生タイヤ」とは、日本産業規格D4202に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又はD6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とし、K6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤも【水準1】を満たすものとする。ただし、都バス及び緊急用車両等については、安全性に支障がなく、各局車両担当部課が設定する仕様等に適合したものに限る。</p>										
自動車用タイヤ 【普通自動車用】 (市販用タイヤ(スタッドレスタイヤ、オールシーズンタイヤを除く))	<p>【水準1】</p> <p>①転がり抵抗係数が7.7以下であること。(※1)</p> <p>②車外騒音性能が表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。(※2)</p> <table border="1" data-bbox="275 1941 915 2101"> <thead> <tr> <th>断面幅の呼び</th> <th>車外騒音性能の基準値【dB(A)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>185以下</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>185超245以下</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>245超275以下</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>275超</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>③スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【水準2】</p> <p>①製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値【dB(A)】	185以下	70	185超245以下	71	245超275以下	72	275超	74	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P140～141を参照すること。</p> <p>※1「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234ISO 28580による。</p> <p>※2「車外騒音性能」の試験方法は、ISO13325による。ただし、国際連合欧州経済委員会の「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則第117号(以下UN R117)という。」による規制の対象外となるタイヤには、水準1②を適用しない。</p> <p>■シビアスノータイヤ(UN R117に規定される性能要件を満たすノータイヤ。スタッドレスタイヤを除く。)、エクストラロードタイヤ(ISO 4000-1に規定された標準空気圧より高い空気圧でより荷重を支えるように設計されたタイヤ)又はこれらの組み合わせについては、水準1②の表の基準に1dB(A)加算するものとする。</p> <p>■(※)水準1①については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。</p>
断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値【dB(A)】											
185以下	70											
185超245以下	71											
245超275以下	72											
275超	74											

17. ライフライン

品名	環境配慮仕様	備考
電気 (低圧施設用) 【役務】	【水準1】 供給電力量の60%以上を再生可能エネルギー電力※にすること 【水準2】 供給電力量の100%を再生可能エネルギー電力※にすること	※再生可能エネルギー由来の電気(FIT電気含む)であって、非化石証書等による環境価値を有するもの
電気 (高圧施設用及び特別高圧施設用) 【役務】	【水準1】 供給電力量の60%以上を再生可能エネルギー電力※にすること。 【水準2】 供給電力量の100%を再生可能エネルギー電力※にすること。	■施設の電力需要が昼夜問わず高水準など、東京電力以外の小売電気事業者では供給困難な場合は、この限りではない。 ※ 再生可能エネルギー由来の電気(FIT電気含む)であって、非化石証書等による環境価値を有するもの

18. 燃料

品名	環境配慮仕様	備考
ガソリン	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 成分の一部に適切な原料を使用したバイオガソリンであること。</p>	

19. 自動車による運搬及び輸送

品名	環境配慮仕様	備考
<p>自動車による運搬及び輸送(観光バスの供給契約を除く。)</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】</p> <p>①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。</p> <p>②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NOx・PM法」という。)の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①非ガソリン車又は環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。</p> <p>②エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者であること。</p> <p>③冷凍車及び冷蔵車による運搬の場合、冷凍及び冷蔵部分の冷媒にオゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数が小さい物質が使用されていること。</p>	<p>■本事項は、荷物の運搬契約、人員の輸送契約(自動車の借上げ、雇上げ契約)を対象とする。</p> <p>■運搬契約等で、自動車の使用を仕様書で規定しない場合は、「自動車を使用する場合は」を補記すること。</p> <p>■自動車NOx・PM法による登録の可否については、車検証備考欄を参照すること。</p> <p>■詳細は、「契約時における「環境により良い自動車利用」の手引き」を参照すること。</p> <p>■「低公害・低燃費車」とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html</p>
<p>自動車による運搬及び輸送(観光バスの供給契約)</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】</p> <p>「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。</p> <p>【水準2】</p> <p>非ガソリン車又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。</p>	<p>■詳細は、「契約時における「環境により良い自動車利用」の手引き」を参照すること。</p> <p>■「低公害・低燃費車」とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html</p>

20. 食堂

品名	環境配慮仕様	備考
<p>食堂・喫茶店</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】 次の①及び②から⑫までの要件を満たすこと。 ①飲食物の提供にあたっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア.「東京都エコ農産物認証」を取得した農作物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 イ.「新東京都GAP認証」を取得した事業者により生産された農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 ウ.環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農作物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 エ.可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 オ.環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 ②廃棄物の発生抑制のため、繰り返し利用できる食器を使用する取組がなされていること。 ③生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ④食堂内における飲食物の提供にあたっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ⑤食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定・削減目標の設定が行われていること。 ⑥食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種については、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑦食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑧提供する飲食物の量を調整可能とすること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑨食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ⑩食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス等)、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。 ⑪個人一人ひとりのもったいない意識を醸成し、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進するため、東京都による、もったいない意識の普及啓発に協力すること。 ⑫業務上必要となる容器包装及び梱包資材等には、使い捨てプラスチック製品を可能な限り、使用しないよう、努めること。</p> <p>【水準2】 ①食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化等により再生利用されること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑥食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。また、高耐久性を有し長期使用されること。 ⑦再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ⑧食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑨冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 ア.冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 イ.冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。 ⑩店舗単位で食品廃棄物の再生利用等実施目標を定めていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」(P240～242)を参照すること。</p> <p>■水準1①については、令和9年3月31日まで1年間の経過措置を設ける。</p> <p>■水準1①については、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。</p> <p>■東京都エコ農産物認証 https://www.sangyo-rodo1.metro.tokyo.lg.jp/norin/syoku/econosanbutu/econosanbutu.htm</p> <p>■新東京都GAP認証 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/gap</p> <p>■東京産農産物等仕入先情報リスト https://www.agriproducts-list.metro.tokyo.lg.jp/</p> <p>■庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店を対象とする。</p> <p>■新規契約や更新の際に適用する。ただし、複数年度にわたる契約等を前提とした更新時は適用しない。</p> <p>■「ワンウェイのプラスチック製の容器等」とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、飲料用ペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等をいう。</p> <p>■「利用者の飲食に支障を来す場合」とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきたす場合などをいう。</p> <p>■「代替する手段がない場合」とは、極端に代替素材の流通が限られている場合等の非合理的な場合などをいう。</p> <p>■水準1の⑥について 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者該当しない場合、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していること</p> <p>■「環境負荷低減の取組の「見える化」とは、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」(令和6年3月農林水産省策定)に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。</p> <p>■「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。</p> <p>■「再生利用等実施率目標」とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。</p> <p>■「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。</p> <p>■地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく使用許可の際には要請事項とする。</p> <p>■冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、本ガイド「飲料自動販売機」における自動販売機本体に係る水準を満たす機器を設置するよう努めるものとする。</p>

21. 小売業務

品名	環境配慮仕様	備考
小売業務 【役務】	<p>【水準1】</p> <p>①容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は消費者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。</p> <p>②消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定・削減目標の設定が行われていること。</p> <p>イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種については、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>⑤個人一人ひとりのもったいない意識を醸成し、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進するため、東京都による、もったいない意識の普及啓発に協力すること。</p> <p>⑥業務上必要となる容器包装及び梱包資材等には、使い捨てプラスチック製品を可能な限り、使用しないよう、努めること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。</p> <p>③食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>④食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。</p> <p>⑤冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。</p> <p>ア. 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>イ. 冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。</p> <p>⑥認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)(国基準)の品目「庁舎等において営業を行う小売業務」備考15に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P268～270を参照すること。</p> <p>■庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗を対象とする。</p> <p>■新規契約や更新の際に適用する。ただし、複数年度にわたる契約等を前提とした更新時は適用しない。</p> <p>■「容器包装の過剰な使用を抑制するための取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど、小売業者自らが取り組む措置をいう。</p> <p>■「消費者の容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組」とは、商品の販売時にレジ袋を有償で販売すること、レジ袋の必要の有無を消費者に確認することなどの措置をいう。</p> <p>■【水準1】の②のエについて 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者該当しない場合、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していること</p> <p>■「再生利用等実施率目標」とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。</p> <p>■「消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組」とは、以下の取組などをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の販売に際して消費者に買物袋等(レジ袋等)を有償で提供 ・ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等のワンウェイのプラスチック製品や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認する(買物袋の要・不要の確認) <p>■【水準1】については、容器包装リサイクル法に基づく定期報告第7表の写し、別紙付属資料3の参考様式又はそれらに準ずる内容を含む環境報告書等の写し等により確認する。</p> <p>■地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく使用許可の際には要請事項とする。</p>

22. クリーニング

品名	環境配慮仕様	備考
クリーニング 【役務】	<p>【水準1】</p> <p>①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④可能な限り非ガソリン車又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤プラスチック製のハンガーにあつては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。</p> <p>⑥包装用のプラスチック製の衣類カバーにあつては、厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。</p> <p>⑦プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。</p> <p>⑧省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p> <p>⑨フロン系の溶剤を使用する場合、溶剤の大気中への放出がない設備等の導入が図られていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P271～272を参照すること。</p>

23. 普及・啓発等に係る環境配慮

品名	環境配慮仕様	備考
<p>イベントの運営【役務】</p>	<p>【水準1】 ①ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。なお、プラスチックを使用する場合の考え方は次のとおりとする。ただし、イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。 (1) リユース(飲食提供時の食器など) (2) 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものへの転換 なお、(2)の場合の考え方は次のとおりとする。 ア、グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。 イ、グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②プラスチック製品以外のものを調達する場合の考え方は次のとおりとする。 (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。 (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合、主要材料が木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はイbの要件をそれぞれ満たすこと。 ア、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ、次の要件を満たすこと。 a、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 b、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③イベントにおいて使用された物品については、可能な限り、リユースを行うこと。 ④イベントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。 ⑤容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。 ⑥イベント等の終了後、①～⑤を達成したことが確認できるもの(現物や写真等)を提出すること。 ⑦飲食を提供する場合に、提供する飲食物の量の調整や、食べ切り推奨の啓発などにより、食品ロスを削減する取組が行われていること。</p> <p>【水準2】 気候変動対策として、来場者の健康やイベントの実施運営に影響を及ぼさないことに留意したうえで、以下の取組を実施すること。 ア、再生可能エネルギー電力の利用 イベントで使用する電力は再生可能エネルギーとすること。再生可能エネルギー電力の購入契約が困難な場合には、使用した電力使用量相当分について、運転開始又はリパワリングから15年以内の発電設備による再生可能エネルギーの非化石証書等を使用すること。 イ、環境負荷の少ない輸送 参加者及び関係者の移動については、原則、公共交通機関の利用を前提に、航空機での移動が必要となる場合には、オフセット付き航空券とすること。 ウ、温室効果ガスの最大限の直接的削減を前提としたオフセットの実施 会場内の空調・照明等に係るエネルギーの最大効率的運用等による温室効果ガスの最大限の削減を前提に、上記アからイまでの取組を実施したうえで、なお排出される温室効果ガスについては、クレジットの調達により可能な限りオフセットすること。なお、オフセットは最終手段として捉え、可能な限り省エネルギーの徹底や再生可能エネルギー電力の利用など直接的な削減手段を優先すること。</p> <p>②イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合に、ペットボトルが排出される場合は、中間処理後のものがボトルtoボトル(使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルを製造することをいう。)をできるリサイクル事業者に引き渡されるようにすること。</p>	<p>■イベントとは、博覧会、展覧会、見本市等の展示会、シンポジウム、表彰式、スポーツイベント、文化イベント等をいい、東京都が主催するイベントや東京都がイベントに出展する場合等をいう。</p> <p>■ワンウェイプラスチック製品とは、一般的に一度だけ使用した後には廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいう。</p> <p>■ワンウェイプラスチック製品の使用を削減することには、代替素材(紙や木材など)への転換も含む。</p> <p>■利用者の飲食に支障を来す場合とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきたす場合をいう。</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>■衛生面の安全性を確保する必要がある。</p> <p>■リユース容器導入手引き(令和5年3月東京都)などを参照すること。</p> <p>■「容器包装の過剰な使用を抑制するための取組」とは、紙やプラスチック製の容器包装を使用しないこと、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなどをいう。</p> <p>■「来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組」とは、商品の販売時にレジ袋を有償で販売すること、レジ袋の必要の有無を来場者に確認することなどの措置をいう。</p> <p>■備考 ・「再生可能エネルギー指定の非化石証書等」とは、FIT非化石証書、再生可能エネルギー指定の非FIT非化石証書、グリーン電力証書又は再生可能エネルギー指定のJ-クレジットをいう。 ・「運転開始又はリパワリングから15年以内」とは、発電設備の運転開始又はリパワリングが、再生可能エネルギー電力の使用を主張するイベントの15年前の1月1日以降とする(例えば、2025年2月から12月までのイベントで再生可能エネルギー電力の使用を主張する場合、2010年2月1日以降に運転開始又はリパワリングしたプロジェクトからの調達に基づくもの。) ・温室効果ガスのオフセットにあたっては、環境省「カーボン・オフセットの取組のための手引き(Ver.3.0)」を参照すること。 https://www.env.go.jp/press/press_02944.html</p>
<p>ノベルティ等提供物の調達</p>	<p>【水準1】 ①ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。なおプラスチックを使用する場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用すること。ただし、提供物の強度や耐久性、安全性などに支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。 なお、再生プラスチック素材を使用する場合の考え方は次のとおりとする。 (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の【水準1】を満たしている物品を調達すること。 (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②プラスチック製品以外のものを調達する場合の考え方は次のとおりとする。 (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の【水準1】を満たしている物品を調達すること。 (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、主要材料が、木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はイbの要件をそれぞれ満たすこと。 ア、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ、次の要件を満たすこと。 a、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 b、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③容器包装の過剰な使用を抑制すること。</p>	<p>■ワンウェイプラスチック製品の使用を削減することには、代替素材(紙や木材など)への転換も含む。</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>■容器包装の過剰な使用を抑制することとは、紙やプラスチック製の容器包装を使用しないこと、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなどをいう。</p>

24. 引越輸送

品名	環境配慮仕様	備考
引越輸送 【役務】	<p>【水準1】</p> <p>①梱包及び養生に使用する物品が「東京都グリーン購入ガイド」の品目に該当する場合は、【水準1】を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、「東京都グリーン購入ガイド」の品目「自動車による運搬及び輸送」の【水準1】を満たすこと。</p> <p>【水準2】</p> <p>①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。</p> <p>③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合、非ガソリン車等又は低公害車・低燃費車を使用すること。また、エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者であること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P278～281を参照すること。</p> <p>■低公害車・低燃費車とは、環境確保条例第34条第1項に規定する東京都指定低公害車・低燃費車をいう。</p>

25. 産業廃棄物処理

品名	環境配慮仕様	備考
産業廃棄物処理委託契約 【役務】	<p>【水準1】 ①電子マニフェストを利用すること。 ②庁舎から排出される産業廃棄物については、産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定制度の認定を受けた事業者、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、優れた能力及び実績を有するものとして認定を受けた事業者(優良認定業者)であること</p> <p>【水準2】 ①(水準1②以外)産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル認定制度の認定を受けた業者であること。 ②庁舎から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類)のうち、ペットボトルについては、中間処理後のものがボトルtoボトル(使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルを製造することを行う。)をできるリサイクル事業者に引き渡されるようにすること。</p>	<p>■【水準1】①②について、受託者が限定される場合等により利用等が困難な場合は対象外とする。</p> <p>■【水準1】②について、令和8年度も引き続き試行実施とし、新宿本庁舎で実施する執務室の改修(設備更新工事を除く)に際して臨時的に排出される什器等の産業廃棄物を対象とする(試行対象以外の廃棄物についても、水準1での取扱いを検討し、認定業者の活用に努めるものとする)。仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。</p> <p>■産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定業者の検索URL: https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx</p> <p>■国の優良認定業者の検索URL: https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php</p> <p>■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。</p> <p>■仕様の詳細については、産業廃棄物処理委託契約用モデル仕様書等を参照すること。</p>
使用済小型電子機器等処理委託契約 【役務】	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①小型家電リサイクル法に基づき国が認定した事業者であること。 ②使用済小型電子機器等の収集若しくは、運搬又は再資源化を適正に実施し得る者であること。</p> <p>【水準2】 なし</p>	<p>■使用済小型電子機器等を委託により廃棄する場合には、分別して排出し、【水準1】を「受託者の要件」として仕様書に記載すること。</p> <p>■使用済小型家電機器等の対象となる品目については、下記URLを参照のこと。 (https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index_rel.html)</p>

26. 建築物の借上げ

品名	環境配慮仕様	備考
都保有以外の建築物の借上げ 【役務】	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 ①借上契約の対象となる建築物(都が定めるエネルギー・ベンチマーク^{※1}の対象となる建築物のうち「新築建築物」(供用開始日以後の最初の3月31日を越えていない建築物)を除く。)の前年度の延床面積当たりのエネルギー使用量が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」によるエネルギー・ベンチマークのテナントビルの業種区分^{※2}のA又はレンジA+に該当すること。 ②既設の業務用空調設備がある借上契約の対象となる建築物の当該設備が、オゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているものであること。また、冷媒として用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。 ③借上契約の対象となる建築物がトップレベル事業所の認定を受けていること。</p>	<p>■ベンチマークの対象となる建築物は、熱、電気、燃料の年間使用量が原油換算で1,500kl未満の建築物をいう。</p> <p>※1…テナントビルのベンチマークの詳細については、東京都環境局HPの「中小規模事業所における対策」「自己評価指標(ベンチマーク)」のページで確認可能。</p> <p>※2…ベンチマーク区分については、テナントビルの規模(m²)に応じて、次の3つの区分が設定されている。借上対象となる建築物について、該当する区分の最新のベンチマークと比較すること。</p> <p>(1)小規模テナントビル(延床面積1,000m²以上3,000m²未満) (2)中規模テナントビル(延床面積3,000m²以上10,000m²未満) (3)準大規模テナントビル(延床面積10,000m²以上20,000m²未満)</p> <p>■「トップレベル事業所」とは、東京都キャップ&トレード制度対象事業所において、温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として知事が認定した優良特定地球温暖化対策事業所のことをいう。認定事業所については、下記ホームページアドレスを参照すること。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/certification.html</p>

27. 庁舎管理等

品名	環境配慮仕様	備考
<p>植栽管理業務 (都が管理する施設内及び周辺等の植栽地(公園及び街路樹を含む。)並びに屋上緑化等の管理とする。)</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【水準2】 ①病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ②植替え等が生じた場合、地域の在来種や既存の植栽に配慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p>	<p>■農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。</p> <p>■【水準2】の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。</p>
<p>加煙試験</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。</p> <p>【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P256を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.163「ノンフロン加煙試験器 Version1」に係る認定基準をいう。</p> <p>■消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも適用する。</p>
<p>タイルカーペット洗浄</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。 ②線上に使用する水量が40L/m²以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等の揮発性有機化合物の含有量が、厚生労働省の定める室内濃度指針値以下であること。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p>【水準2】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物性油脂が使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P258を参照すること。</p> <p>■対象となる「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。</p> <p>■水準1④の透視度はJIS K 0120による。</p> <p>■水準2③「指定化学物質」とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の側面に関する法律」の対象となる物質をいう。</p>
<p>清掃</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア 清掃において使用される消耗品(トイレトーパー等)がグリーン購入ガイドに定める物品等に該当する場合は、【水準1】を満たしている物品が使用されていること。 イ 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。 ウ ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 エ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、施設利用者による分別が不徹底であることを確認した場合などには、施設管理者へ報告すること。 オ 床維持剤(ワックス)、洗浄剤等を清掃に使用した場合において、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度が指針値以下であること。 カ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、提案を行えること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p> <p>【水準2】 ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のものが使用されていること。 ④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。 ⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P256～258を参照すること。</p> <p>■清掃とは、庁舎の清掃作業をいう。</p> <p>■環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用や清掃用機材の清掃維持による確実な汚染除去等をなし得る事業者をいう。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。</p>

<p>印刷機能等提供業務【役務】</p>	<p>【水準1】 ①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。 ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る【水準1】を満たすこと。 イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る【水準1】を満たすこと。 ウ. ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る【水準1】を満たすこと。 エ. スキャナにあっては、スキャナに係る【水準1】を満たすこと。 オ. デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る【水準1】を満たすこと。 カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ②カートリッジ等を供給する場合は、トナーカートリッジに係る【水準1】を満たすこと。 ③用紙を供給する場合であって、当該品目に係る【水準1】を満たすこと。 ④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。</p> <p>【水準2】 ①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。 ②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再生利用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P284～285を参照すること。</p>
<p>生ゴミ処理機</p>	<p>【水準1】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【水準2】 ①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P180を参照すること。</p>
<p>日射調整フィルム 低放射フィルム</p>	<p>【水準1】 ①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 イ. 熱貫流率は5.9W/(㎡・K)未満であること。 ②低放射フィルムにあっては、次の要件をみたすこと。 ア. 可視光線透過率は60%以上であること。 イ. 熱貫流率は4.8W/(㎡・K)以下であること。</p> <p>③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【水準2】 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P184～185を参照すること。</p>
<p>★太陽光発電システム(公共・産業用)</p>	<p>【水準1】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 ⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。</p> <p>【水準2】 ①分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P175～178を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P25～27」より引用すること。</p>

<p>★太陽熱利用システム(公共・産業用)</p>	<p>【水準1】 ○次の①及び②の要件を満たすこと、若しくはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①日集熱効率が、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準を満たすこと。 ②集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ⑤外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。加えて、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P178～180を参照すること。</p> <p>■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.154「太陽熱利用システム Version1」に係る認定基準をいう。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P27～29」より引用すること。</p>
<p>地中熱利用システム</p>	<p>【水準1】 ○地中熱(地下水熱を含む。)を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること。地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を遵守の上、適切な設計及び運用を行うこと。</p> <p>【水準2】 ①地下水・地盤環境を継続的にモニタリング可能であること。 ②地中熱利用ヒートポンプシステムの効率(成績係数)が高いこと。 ③ライフサイクル全体における環境負荷の低減を考慮していること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P186～187を参照すること。</p> <p>■「地中熱(地下水熱を含む。)」とは、地中浅部の一年を通して温度が安定している地中(地下水を含む。)の熱を利用するものをいう。</p>
<p>燃料電池</p>	<p>【水準1】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【水準2】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P180を参照すること。</p>
<p>エネルギー管理システム</p>	<p>【水準1】 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。</p> <p>【水準2】 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P180を参照すること。</p>
<p>節水器具</p>	<p>【水準1】 ＜共通事項＞ ①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。 ＜個別事項＞ ①節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。 ③泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>【水準2】 ①取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」P181～182を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P29」より引用すること。</p>

給水栓	<p>【水準1】</p> <p>①節水コマ内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>②定流量弁内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ. 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>③泡沫機能付水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5L/分以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>④時間止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。 イ. 次の性能を有していること。 (設定時間－実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>⑤定量止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 次の性能を有していること。 (設定吐水量－実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2 イ. 電気を使用しないこと。</p> <p>⑥自動水栓(自己発電機構付)にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ. 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>⑦自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>⑧手元止水機構を有する水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 吐水切換機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。 イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。</p> <p>⑨小流量吐水機構を有する水栓にあつては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあつては、0.6N以上であること。 イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあつては、0.55N以上であること。</p> <p>⑩水優先吐水機構を有する水栓にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。 イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。 ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)」P182～184を参照すること。</p>
-----	---	--

28. 会議運営

品名	環境配慮仕様	備考
<p>会議運営 【役務】</p>	<p>【水準1】</p> <p>①ノートパソコン、タブレット等のICTを活用することによるペーパーレス化を行い、紙資源の削減を実施していること。ただし、会議運営上、紙の資料等を印刷又は配布する必要がある場合は、以下の要件を満たすこと。 ア. 適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙がグリーン購入ガイドにおける「1. 用紙」の基準を満たすこと。 イ. ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を作成する場合は、グリーン購入ガイドにおける「2. 印刷物」の基準を満たすこと。 ウ. 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>②会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参</p> <p>③飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。ただし、会議参加者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p> <p>④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装の削減を図ること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。なお、新規に物品を購入する場合は、グリーン購入ガイドによること。 ②食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 ③資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること</p>	<p>■「ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装」とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、ペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等をいう。</p> <p>■「会議参加者の飲食に支障を来す場合」とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきたす場合をいう。</p> <p>■水準1の③のイの「容器包装」とは、アルミ缶やスチール缶、紙パックなどの円滑なリサイクルが進んでいるもので、プラスチック製以外のものをいう。</p> <p>■契約によらない会議運営についても、当該規定を準用すること。</p>